

特別支援教育の基本的考え方

平成18年7月24日

寒河江市立南部小学校長 安食 洋一

平成15年度から開始された全都道府県教育委員会に対する委嘱事業(後述)等を通じ、取組に差はあるものの、全体としては特別支援教育の実施体制整備が着実に進められている。寒河江市河北町が指定を受け15年度より研究してきた。

今後、特別支援教育の理念と基本的考え方の一層の普及・定着を図るため、学校教育法等における「特殊教育」の用語を改めることを含め、関係法令も改正された。

LD・ADHD・高機能自閉症等の状態を示す幼児児童生徒が、いじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合があるなどの指摘もあることから、学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校を未然に防止する効果も期待される。さらに、これらの幼児児童生徒については、障害に関する医学的診断の確定にこだわらず、常に教育的ニーズを把握しそれに対応した指導等を行う必要があるが、こうした考え方が学校全体に浸透することにより、障害の有無にかかわらず、学校における幼児児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成にも資するものと言える。こうしたことから、特別支援教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や改革に大いに資すると考えられることなどから、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。(文部科学省)

(1) 障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者 LD

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者 ADHD

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

本校の特別支援教育の現状

特別支援教育委員会を組織し、村松コーディネーターの元、特別支援委員会を年間2回、ケース会年間3回を開き、年間の特別支援計画、特別支援指導計画の作成、児童一人ひとりにとって適切な指導が施せるようにしている。

また、特別支援教育対象児童の策定については、担任教師やその他の教員によって判断したり、山形県教育委員会編チェックリストを用いチェックしたりした後、保護者に教育相談を持ちかけ、相談の上、上部機関である教育委員会や教育センター、または医療機関との連携を進めている。

現実的には、市教育委員会から特別支援学習生活補助員を年間600時間、学習生活補助員年間250時間配当を頂き、特別支援教室や通常学級の中で補助教育活動や指導を個別的にしている。

本校における特別支援教育の必要な児童は、特別支援教室に在籍する児童のほか、10数名に及ぶが、文部科学省の示した各校での概数は6.3%といわれ、本校の348名に対してはおおよそ23人程度いるのではと見込まれている。今後も通常学級での特別支援のあり方が学校全体、全教職員による支援体制の構築をはじめ、保護者や広く社会全般に理解をいただきながら進めなければならない考え方と制度である。

